

【2019年度 募集要領】

三豊市住宅用太陽光発電システム等 設置費補助制度のご案内

三豊市では、太陽エネルギー(クリーンエネルギー)の利用促進による地球温暖化防止及び市民の環境意識の高揚を図るため、太陽光発電システム(以下「発電システム」という)、蓄電システム及びHEMS(以下「システム等」という)の設置予定者への補助事業を実施します。

1. 補助対象システム

補助の対象は、次に掲げるシステムとする。

(1) 発電システム

住宅の屋根等に太陽電池モジュールを新設又は増設し、太陽光を利用するシステムで、電気事業者と系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結しているもの

(2) 蓄電システム

新設又は既存の発電システムと連携するリチウムイオン蓄電池及び電力変換装置で構成されるシステム

(3) HEMS

新設又は既存の発電システムと連携するシステムで、次に掲げる要件を満たすもの

ア. 居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積ができるもの

イ. 電力使用量の「見える化」が図られていること

ウ. 「ECHONET Lite 規格」を標準的なインターフェイスとして搭載していること

エ. 空調、照明等の電力使用を調整するための制御機能を有していること

2. 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、次の要件を満たす方(※法人は対象外)

(1) 市の区域内に住所を有すること

(2) 電気事業者との電力受給契約者及びシステム等の領収者が同一の者であること

(3) 市税を滞納していないこと

(4) 自らが居住する市内の住宅にシステム等を設置する方又は自らが居住するために新築する市内の住宅にシステム等を設置する方(システム等付き住宅の購入者を含む)

※店舗等の併用住宅の場合は、そこに住民登録をしており、発電した電力を申請者が居住する住宅部分で使用する

※住宅に隣接する納屋・倉庫・車庫等に太陽電池モジュールを設置する場合は、発電した電力を申請者が居住する住宅部分で使用する

(5) 電力事業者との太陽光発電の設置に伴う系統連系で余剰配線方式を選択していること

(6) 各システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とする

3. 補助金の交付額

(1) 発電システム

5万円×発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(上限15万円)

※最大出力の合計値は、小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。

(2) 蓄電システム

補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(上限15万円)

※千円未満の端数は切り捨てる。

(3) HEMS

機器本体及び計測装置の購入額に3分の1を乗じて得た額(上限5万円)

※千円未満の端数は切り捨てる。

4. 補助金の交付対象となる経費

- (1) 太陽光発電システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費
太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、
発生電力量計、余剰電力販売用電力量計（※太陽電池モジュールは必須）
- (2) 発電システムに併設される蓄電システムを構成する機器であって、次に掲げるものの
購入費
定置用リチウム蓄電池、電力変換装置
- (3) 発電システムに併設されるHEMSを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費
機器本体（データ集約機器・通信装置・制御装置・モニター装置。ただし、パソコン・
タブレット・スマートフォン・テレビは補助対象外）、計測装置（電力使用量の
計測に係る電力量センサ・タップ型電力量計・計測機能付分電盤等）
- (4) システム等の設置に係る配線器具の購入費
- (5) 発電システム及び蓄電システムの設置に係る工事費
※システム等は未使用品であり、保証書が必要となります。

5. 補助金の予算枠

三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱どおり、下記の予算額の範囲内で補助金種別（太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS）に関らず予約申請書を受付します。

予算額 2,160万円（※太陽光発電システム、蓄電システム、HEMSの合算額）

※上記の予算額の範囲を超えた場合は、予約番号通知書（様式第2号）にて繰越番号（現時点では予算の範囲外にある方に付すもの）を交付します。繰越番号を付された方は、予約申請の取止め等により、予算が確保できた場合は繰越番号の順に予算の範囲内で交付申請を受理することがあります。この場合、予約申請は受付しますが、補助金の交付を確定するものではありません。

※繰越番号の交付件数は、申請状況から判断し決定します。

6. 申請書受付期間等

設置工事の着手前と完了後の2回、申請書の提出が必要です。
以下の書類を揃えて、市役所本庁1階・環境衛生課までご持参（※郵送不可）ください。

【1回目】 補助金予約申請 受付開始日 2019年4月15日(月)

補助金交付予約申請書(様式第1号)の添付書類

(1) 工事着工前の現況を確認できるカラー写真（設置後との比較ができるもの）

- ① 新築する住宅にシステム等を設置する場合
工事着工前のシステム等の設置場所
- ② 既存の住宅にシステム等を設置する場合
設置予定の住宅の全体及びシステム等の設置場所
- ③ システム等付き住宅を購入する場合
購入予定住宅の全体及びシステムが設置された場所

(2) 工事請負契約書等の写し（見積書の写しでも可）

補助対象経費の内訳が明記されており、発電システムにあっては太陽電池モジュールの最大出力(kw)、蓄電システムにあっては蓄電容量(kwh)が確認できるもの

※予約申請前に設置工事に着手している人及び予約申請をしていない人は、補助は受けられません。

※予約申請後に設置予定場所等を変更した場合、設置システム等の内容変更（太陽電池モジュールの最大出力の合計値等）がある場合及び設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更届出書（様式第3号）をご提出ください。

※予約申請時に交付申請予定額の一部および全額が予算の範囲外にある申請者の方については、交付申請提出期限を上記とは別に定め、通知します。

補助金交付申請書(様式第4号)の添付書類

- (1) 電気事業者との電力受給契約書の写し
- (2) 太陽電池モジュールの製造番号表(様式第5号) ※発電システムを設置した場合
- (3) 一般社団法人 太陽光発電協会が発行する「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について」の写し※既存の発電システムに蓄電システムを併設した場合
- (4) HEMSの品名(型式)が確認できるカタログ等の写し
- (5) システム等の保証書の写し
- (6) システム等の設置状況を示すカラー写真
①システム等が設置された建築物の全体、②太陽電池モジュール(※枚数が確認できるもの、蓄電池・HEMS後付けの場合は既存の太陽電池モジュール)、③接続箱、④インバータ、⑤発生電力量計、⑥余剰電力販売用電力量計、⑦定置用リチウム蓄電池、⑧電力変換装置、⑨HEMS機器本体及び計測装置
- (7) システム等の設置に係る領収書の写し
- (8) システム等の設置に係る内訳書(様式第6号)
- (9) システム等を設置した建築物の所在地が分かる図面
- (10) 申請者本人の住民票の写し(コピー不可)
- (11) 市税を滞納していない旨を証する書面(完納証明書、納税額は不要、コピー不可)
- (12) 売買契約書の写し
- (13) システム等付き住宅の販売業者が発行する証明書
(システム等付き住宅であることを証明するもの)

※(10)、(11)の書類は、申請日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

※(12)、(13)の書類は、システム等付き住宅の購入の場合に添付してください。

※蓄電池・HEMS後付けの場合は、既設の発電システムとの連携が確認できるものが必要です。

※請求書は、補助金交付申請書を提出する時に一緒に提出してもらいますが、補助金は市が審査の上、交付決定しますので、請求書の提出のみでは交付されません。

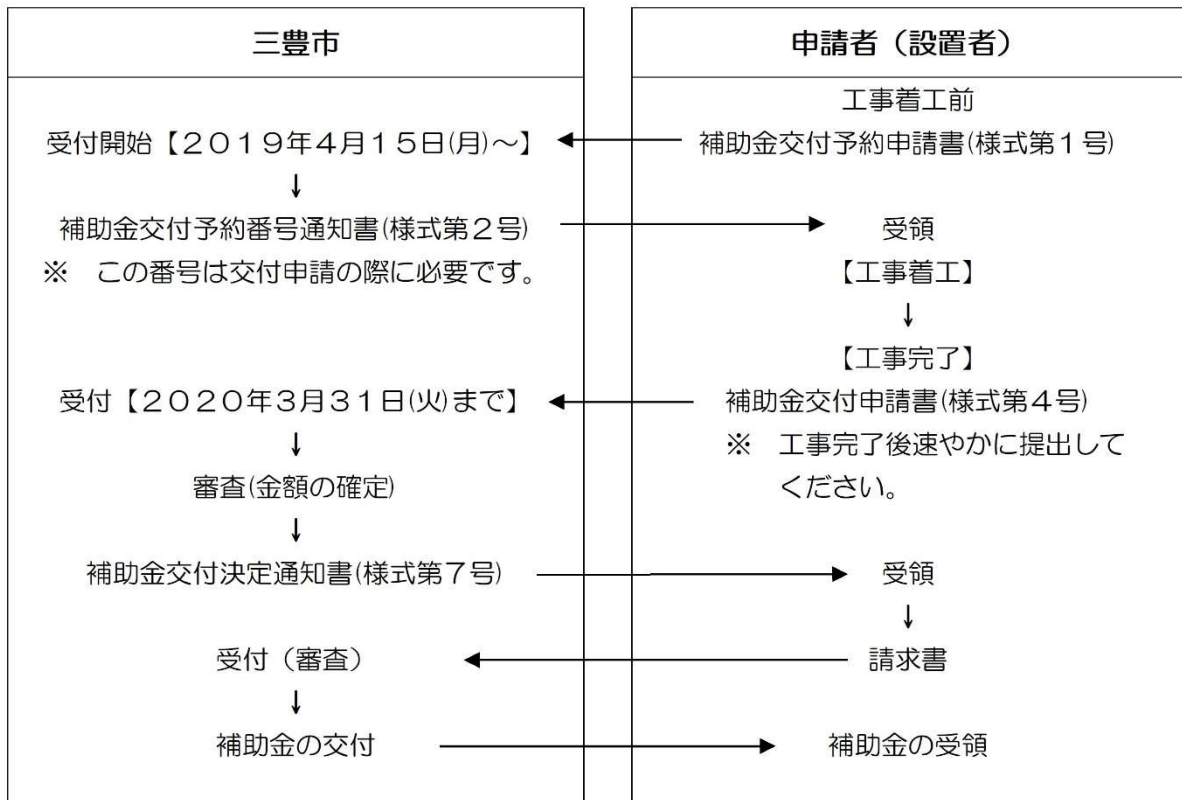
※電力受給契約等や発電システム・蓄電システム・HEMSの保証書は発行に日数がかかるため、期日までに申請できるよう十分に考慮してください。

※住民票・完納証明書は、三豊市役所本庁1階の市民課・税務課の他、各支所及び各出張所(荘内浦島・栗島)で発行しています

7. その他

- (1) 2019年度から申請書等の様式を変更していますので、ご注意ください。
- (2) 申請書の受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (3) 補助金は、ご指定された口座(債権者登録申出書が必要)へ振り込みます。
※記入例を、三豊市環境衛生課のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

補助金交付手続きの流れ



《 お問い合わせ・お申込み 》

三豊市 市民環境部 環境衛生課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

電話 (0875) 73 - 3007

FAX (0875) 73 - 3020